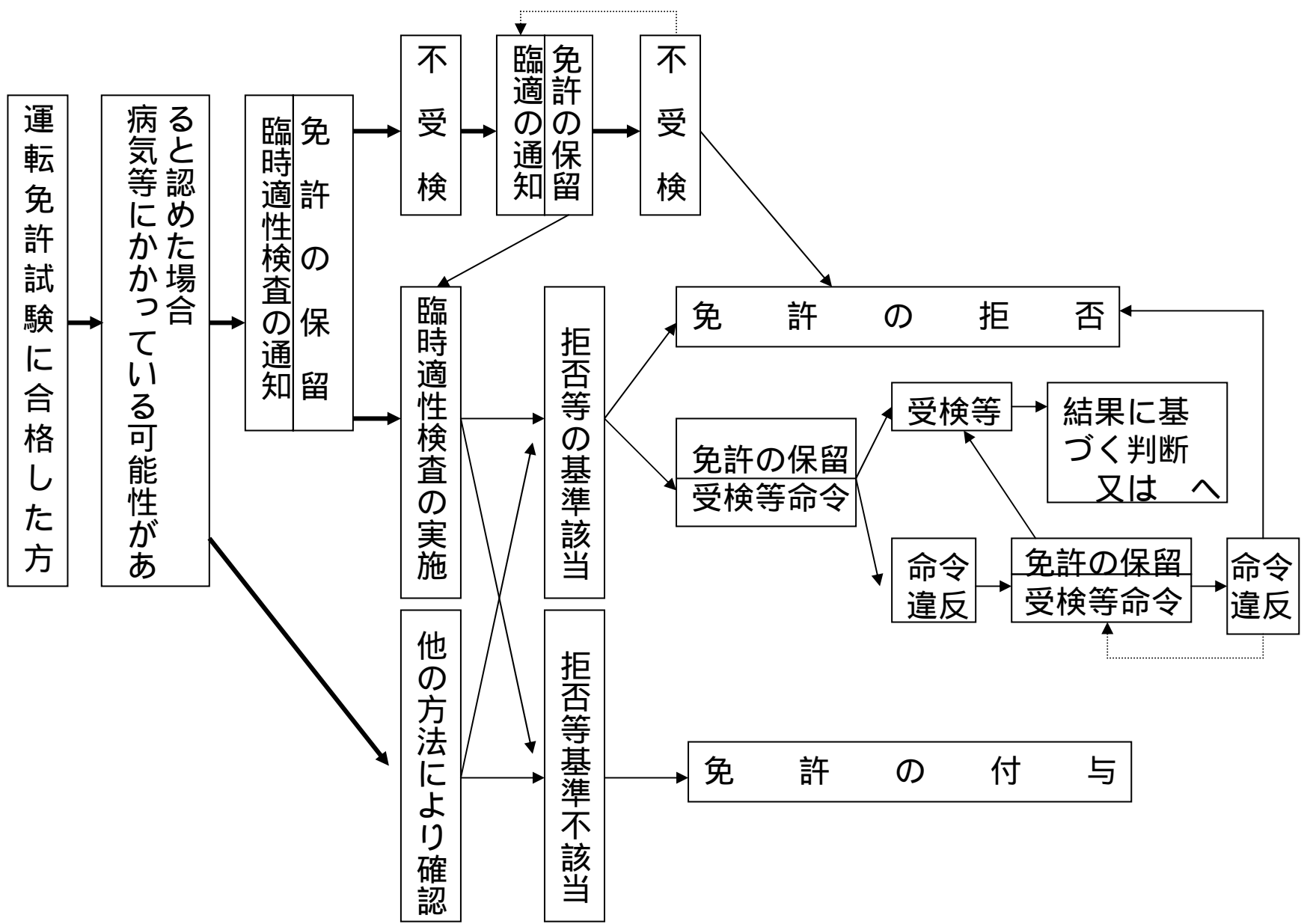
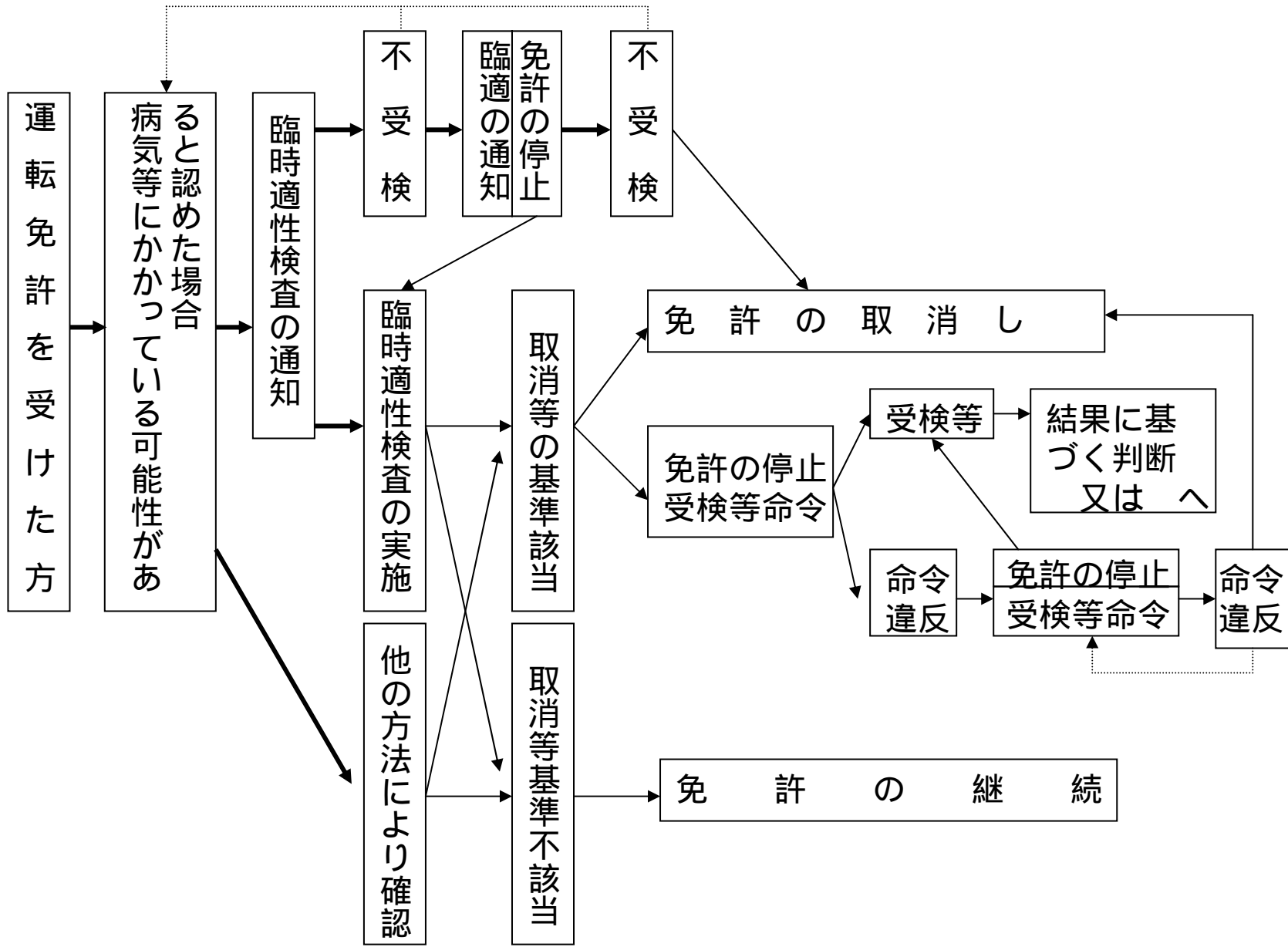


免許（仮免許を除く。）の拒否・保留の手続きの流れ



免許（仮免許を除く。）の取消し・停止の手続きの流れ



免許の拒否等の事由及び基準

次に掲げる病気にかかっている者

- ・ 幻覚の症状を伴う精神病であって政令で定めるもの
- ・ 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であって政令で定めるもの
- ・ イ又はロに掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの
- ・ 痴呆（既に免許を受けている者のみ）

アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

上記に該当する場合の拒否等の基準

- ・ 病気等に該当する場合（次の場合を除く。）には免許を与えない（取消し）
- ・ 6か月以内に病気等に該当しないこととなる見込みがある場合には、免許を保留（停止）

免許の拒否等の事由となる病気

幻覚の症状を伴う精神病に関するもの

- 精神分裂病

発作により意識障害等をもたらす病気に関するもの

- てんかん
- 再発性の失神
- 無自覚性の低血糖（人為的に血糖を調節することができないものを除く。）

上記以外の病気

- そううつ病
- 重度の眠気症状を呈する睡眠障害
- その他自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気

病気等に係るその他の拒否等の事由及び基準

臨時適性検査通知書を受けた者

適性検査受検命令又は診断書提出命令（以下「受検等命令」という。）に違反した者

臨時適性検査通知書を受けたことにより保留（停止）された者が、その保留（停止）の期間内に重ねて臨時適性検査通知書を受けた場合において、その者が臨時適性検査の受検義務に違反して臨時適性検査を受けないときは、受けないことについてやむを得ない理由があるときを除き、免許を拒否（取消し）

臨時適性検査を受けた場合（上記の場合を除く。）には、免許の保留（停止）

受検等命令についても、同様の基準

臨時適性検査

臨時適性検査は、

- ・ 運転免許試験に合格した者が病気等に該当
- ・ 免許を受けた者が病気等に該当

することとなったと疑う理由があるときに行う

上記のほか、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときに、免許を受けた者について行う

期日、場所その他必要な事項を臨時適性検査通知書により指定

病気等に関する処分の要件に関して専門的な知識を有すると都道府県公安委員会が認める医師（認定医）の診断により行う、又は

適性試験の基準等を準用して行う

受検等命令

適性検査受検命令又は診断書提出命令は、病気等に該当し、又は受検等命令に違反したことにより免許の保留（停止）する場合において、必要があると認めるときに行う

保留（停止）処分を行う際には、将来の状況を予測を完全に行うことは困難



保留（停止）の期間が経過する前に、その病気等の回復の有無等を判断するため必要があるときに行う

病気の症状等に関する申告欄

免許申請書

- 1 病気を原因として、又は原因は明らかではないが、意識を失ったことがある方
- 2 病気を原因として発作的に身体の全部又は一部のけいれん又は麻痺を起こしたことがある方
- 3 十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまうことが週3回以上ある方
- 4 病気を理由として、医師から、免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている方
- 5 1～4のどれかに該当する方で、申請前に運転適性相談を終了している方
- 6 1～4のどれにも該当しない方

月 日 番

更新申請書

- 1 病気を原因として、又は原因が明らかではないが、意識を失ったことがある方
 - 2 1に該当する方で、これまでの免許の申請時又は免許証の更新の申請時に申告していない意識消失の経験がある方
 - 3 病気を原因として発作的に身体の全部又は一部のけいれん又は麻痺を起こしたことがある方
 - 4 3に該当する方で、これまでの免許の申請時又は免許証の更新の申請時に申告していないけいれん又は麻痺の経験がある方
 - 5 十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまうことが週3回以上ある方
 - 6 病気を理由として、医師から、免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている方
 - 7 1～4のどれかに該当する方で、申請前に運転適性相談を終了している方
- 月 日 番
- 8 1～4のどれにも該当しない方

下線は、免許申請書と異なる部分

運転適性相談等における聴取事項の概要（例）

意識を失った原因
意識を失った時期
現在医師にかかっているか否か
現在医師から自動車の運転に関して受けている指導
事項の有無及び内容
質問票による質問（意識消失があった場合）

↓

臨時適性検査又は主治医の診断書の提出
免許の申請等の可否の判断

臨時適性検査結果等に記載を要する事項の概要（例）

1年以内に意識消失があったか否か

運転を控えるべきか否か

前兆を自覚できているか否か

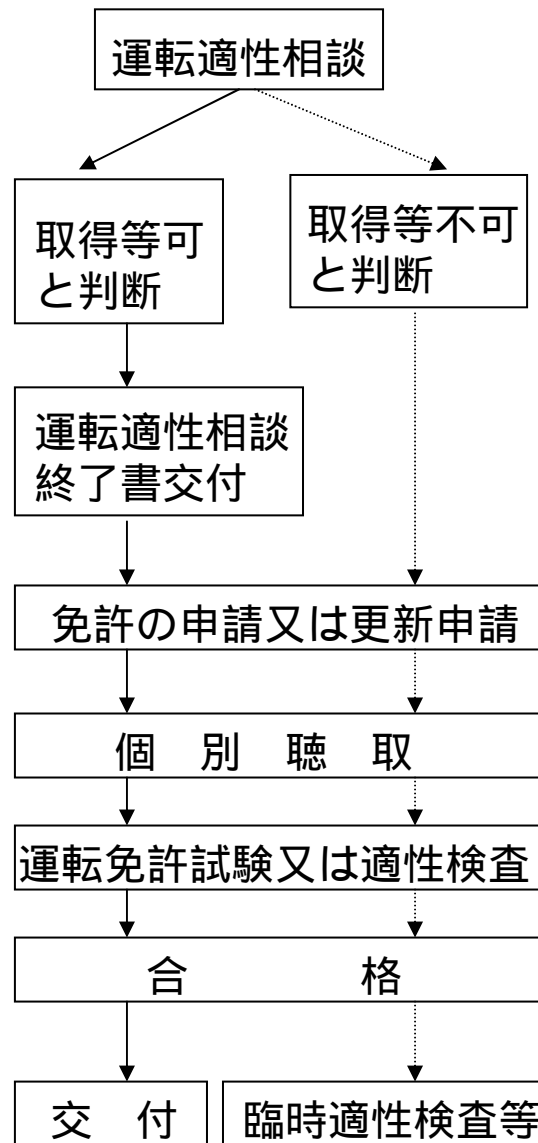
血糖管理ができているか否か

今後6か月以内に運転を控えるべきとはいえないと

の診断ができる見込みの有無

今後、X年程度以内に発作のおそれの観点から運転を控えるべきか否か

運転適性相談等の流れ



運転適性相談終了書の
交付を受けている場合、
個別聴取は簡便な手続き
となる（ただし、終了書
の交付から1年以内）。